百四十一　独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	［略］	［略］
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百四十三条で定めるもの
		［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

第三条　前条の表一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第三十八条の全国健康保険協会が管掌する健康保険（次条において「全国健康保険協会管掌健康保険」という。）の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第十八号に掲げる事務を除く。）　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該届出に係る被扶養者に係る出入国管理及び難民認定法第九条第一項、第十条第八項若しくは第十一条第四項の上陸許可の証印、同法第九条第四項の記録又は同法第二十五条第一項の出国の確認に関する情報（以下「出入国関係情報」という。）

ホ　当該届出に係る被扶養者に係る出入国管理及び難民認定法第十九条の六、第十九条の十第二項（同法第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）、第十九条の十五の四第三項、第二十二条第三項（同法第二十二条の二第四項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第五十条第七項の在留カード、同法第十九条の十五の二第六項の特定在留カード又は同法第二十条第四項（同法第二十一条第四項、第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）及び第六十一条の二の五第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六十一条の二の二第二項の措置に係る在留カードの交付に関する情報（以下「在留カード関係情報」という。）

ヘ　当該届出に係る被扶養者に係る日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条、第十一条第二項（同法第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第十六条の三第三項の特別永住者証明書又は同法第十六条の二第七項の特定特別永住者証明書の交付に関する情報（以下「特別永住者証明書関係情報」という。）

ト・チ　［略］

［二　略］

百四十一　独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	［同上］	［同上］
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの
		［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

第三条　［同上］

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第三十八条の全国健康保険協会が管掌する健康保険（次条において「全国健康保険協会管掌健康保険」という。）の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第十七号に掲げる事務を除く。）　次に掲げる情報

［イ～ハ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ニ・ホ　［同上］

［二　同上］